

## ○住民意見及び意見への設置者からの対応報告

住民等の意見	設置者からの対応報告
<p>1. 資料検討の前提</p> <p>(1) 来店者分布範囲：半径 1.5km 内からの利用。</p> <p>(2) 上記 1. (1) の幹線道路（3 流路程度）からのみの自動車利用</p> <p>2. 意見・懸念点</p> <p>(1) 上記 1 における検討以外の道路の利用制限・禁止の検討。（特に当該ヤオコー店舗配送・輸送等車両と広域からの店舗利用車両）</p>	<p>2. (1)</p> <p>当該ヤオコー及び、各テナントの荷さばき車両や従業員の通勤車両など施設側の管理がおよぶ車両に関してはご懸念の幹線道路以外の通行を避けるよう指導徹底に努めます。</p> <p>なお、一般のお客様に関しては、南側道路への右折引き込み車線の設置や、西側の出入口に誘導員を配置して右折出庫を案内することにより、経路として設定した幹線道路を通行頂く計画としています。</p> <p>更には当該施設のホームページや販促ちらしにてアクセス方法の周知を図ることにより、広域からご来店されるお客様に対して、周辺的生活道路へ進入頂かないよう、未然に防ぐ計画をしております。</p>

住民等の意見	設置者からの対応報告
<p>(2) 上記1以外の道路利用状況の継続的モニタリングとその結果により、 上記1以外の道路利用取締り・監視と違反車両の摘発の実施</p>	<p>2. (2)            現段階で、開店後の周辺生活道路等のモニタリングの実施の予定はなく、また道路利用の取締り・監視や違反車両の摘発に関しては民間企業で有るが故に実施することは出来かねますが、2.            (1)に記載のとおり、施設側の管理できる車両の運転手には継続的に指導徹底に努め、ご来店されるお客様に対して当該施設のホームページや販促ちらしにてアクセス方法の周知に努めてまいります。            なお、当該施設への入場者が最も多くなるであろうと考えるオープン時期については、事前に交通管理者である松戸警察署と誘導方法について特別な協議を実施します。その際には交通管理者へご意見があった旨をお伝えさせて頂くとともに、適切な交通誘導を実施するよう予定しています。</p>